

市税の滞納処分を強化しています！ 税負担の公平性を確保するために

納め忘れはありませんか？

市税は、福祉や教育などの市民サービスの提供に欠かせない重要な財源です。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすこととなります。

さらには、納期内に納めている市民の皆さまとの公平性を損なうことに加え、滞納処分には多大な経費がかかるため、市民全体の大きな不利益となります。

このため市では、納期内に市税を納めていただいている市民の皆さまとの不公平の解消のため、滞納処分を強化しています。

市税を滞納した場合、納付期限後20日以内に督促状を発送します。督促状の発送の日から10日を経過した日までにその市税を完納されない場合は、法律により滞納者の財産を差し押さえなければなりません。



問い合わせ

税務課納税係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111

(内線3206〜3208)

3月は納税推進強調月間！

3月は年度末です。新たな滞納を発生させないため、万が一納め忘れの市税がありましたら、早めにお納めください。

病気や失業など、やむを得ない理由により、一時的に納付が困難な方は、税務課納税係まで連絡してください。生活状況などを聞き取り、相談を行っています。

事情があっても連絡がない場合は、状況を把握することができませんので、法令に基づき滞納処分を行うこととなります。

納付が困難な場合は、必ず連絡してください。

〈夜間納税窓口〉

3月は通常の月より多く夜間納税窓口を開催します。やむを得ない理由で納付が困難な場合は、お気軽に窓口をご利用ください。同日、国民健康保険の手続き窓口も開設しています。

※夜間納税窓口の日程は、本紙20ページを参照ください。

有料広告募集集中

お店のPRや、事業のご案内などにぜひご利用ください

【広報なよろ】

掲載位置 お知らせページ(5段組)の最下段

広告形態 バナー広告(自社サイトへのリンク可)

掲載条件 ①市内に本店・支店などがある事業所(法人・個人)

掲載箇所 市ホームページのトップページ

②市税に滞納がないこと

掲載期間 1カ月単位(最長は1年間)

※広告掲載要綱・広告掲載基準などを遵守のこと

募集枠数 8枠(一列×8枠)

掲載できないもの 法令などに違反するもの、公序良俗に反するもの、政治活動・宗教活動に関するもの、意見広告または個人の宣伝など

バナーサイズ 縦60ピクセル×横150ピクセル(JPEGまたはGIF形式で4KB以内)

掲載料(4月から消費税8%導入に伴い広告掲載料を改正します)

掲載料(A:市内業者、B市外業者) ・1カ月掲載 A・5250円(消費税込) B・8400円(消費税込)

1号広告(縦45mm×90mm)

・1年間継続掲載 A・5万2500円(消費税込) B・8万4000円(消費税込)

2号広告(縦45mm×180mm)

・1年間継続掲載 A・5万2500円(消費税込) B・8万4000円(消費税込)

2万2000円↓2万2620円

・1年間継続掲載 A・5万2500円(消費税込) B・8万4000円(消費税込)

※いずれも消費税込み

・1年間継続掲載 A・5万2500円(消費税込) B・8万4000円(消費税込)

申込方法 次の申込先に広告掲載申込書と原稿を提出。パソコンで作成した原稿やロゴについては、原稿とともにデータも提出願います。

申込先・問い合わせ 申込先 4月から消費税8%導入に伴い広告掲載料を改正します。

申込先・問い合わせ

申込先・問い合わせ

企画課広報推進係(名寄庁舎3階)

企画課広報推進係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

☎01654③2111

(内線3307)

(内線3306)